五條市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（H26年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) H24年度の人件費率
平成25年度	人 33,806	千円 18,829,189	千円 592,533	千円 3,871,667	% 20.6	% 18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B
平成25年度	人 468	千円 1,646,800	千円 323,439	千円 583,860	千円 2,554,099

(参考) 一人当たり給与費　B／A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,457	千円 5,607

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。
　　２　職員数は、平成２５年４月１日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況

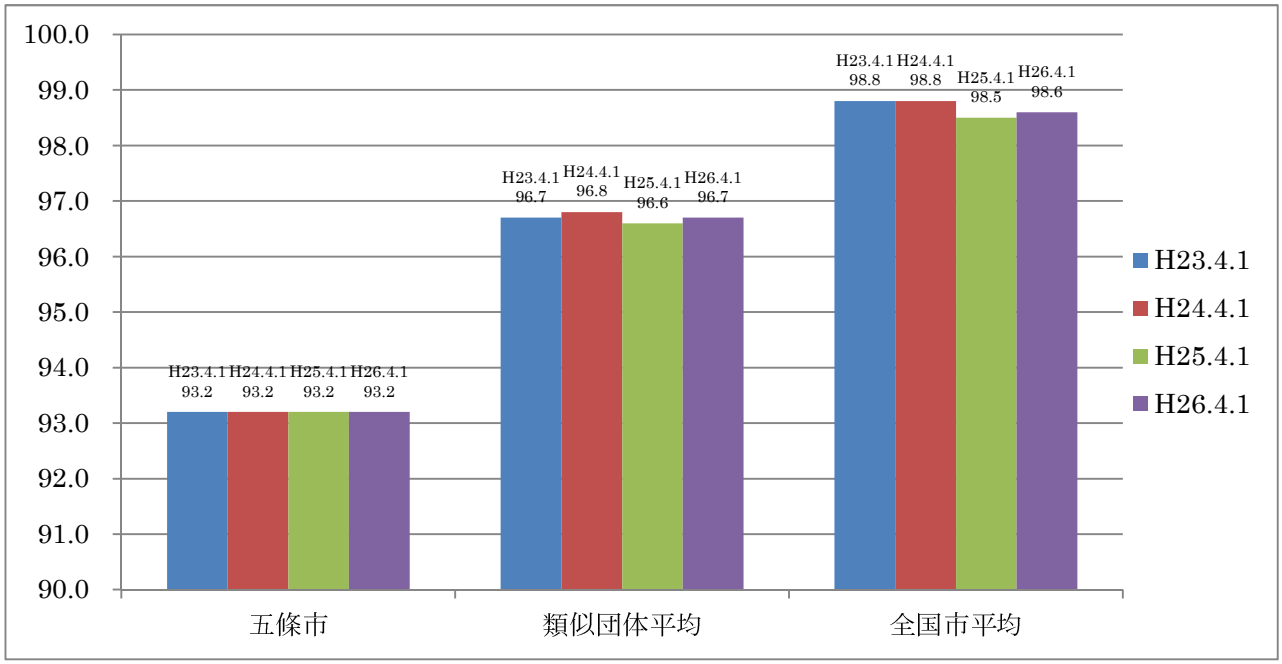

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3　平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

［（実施）　未実施　］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大４％程度の引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
　他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準０％（不支給地域）に対し、五條市においても不支給。
（実施時期）平成２１年４月１日より実施しており、引き続き国基準の支給割合と同様に実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(5)特記事項

○管理職手当の減額（平成２３年４月から当分の間）
　部長・次長・課長　2.5％減額
　課長補佐　1.5％減額
○特別職・教育長の給料の減額（平成２３年７月１日から平成２７年４月２３日までの間）
《給料》　市長　月額 20％減額（811,000 円→648,800 円）
　副市長　月額 15％減額（684,000 円→581,400 円）
　教育長　月額 15％減額（606,000 円→515,100 円）
　※期末手当については、それぞれ給料減額相当分を減額。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H26 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
五條市	45.0　歳	323,800　円	385,912　円	347,879　円
奈良県	43.3　歳	335,823　円	419,190　円	377,567　円
国	43.5　歳	335,000　円	―	408,472　円
類似団体	42.7　歳	320,225　円	372,857　円	345,804　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			備考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ﾍﾞｰｽ)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
五條市	51.7 歳	28 人	307,700 円	331,403 円	318,478 円	－	－	－	－
うち清掃職員	47.9 歳	11 人	323,900 円	372,800 円	348,700 円	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.29
うち用務員	57.9 歳	6 人	311,900 円	324,200 円	318,317 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.63
奈良県	51.5 歳	98 人	326,394 円	380,800 円	361,530 円	－	－	－	－
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	－	326,611 円	－	－	－	－
類似団体	49.6 歳	21 人	310,621 円	336,564 円	323,268 円	－	－	－	－

区　分	備考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間 (D)	C/D
五條市	－	－	－
うち清掃職員	5,782,400 円	3,939,100 円	1.47
うち用務員	5,119,100 円	2,747,000 円	1.86

（注）※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
（平成 23～25 年の３ヶ年平均）

２　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

３　年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値であります。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五條市	47.7 歳	341,200 円	365,046 円
奈良県	42.9 歳	358,446 円	403,308 円
類似団体	41.8 歳	306,603 円	329,708 円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成２６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成２６年４月１日現在）

区分		五條市	奈良県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	180,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	146,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	137,450 円	－
	中学卒	－	123,900 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,200 円	308,700 円	343,200 円	373,600 円
	高校卒	224,500 円	271,400 円	300,900 円	336,400 円
技能労務職	高校卒	－	※	281,100 円	300,900 円
	中学卒	－	－	－	326,500 円

※個人情報保護の観点から、職員数が１人である場合は表示しておりません。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成２６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
７　級	部長又はこれに相当する職務	人 8	% 2.9	円 366,200	円 456,200
６　級	次長、課長又はこれに相当する職務	人 37	% 13.6	円 320,600	円 422,600
５　級	課長補佐又はこれに相当する職務	人 48	% 17.6	円 289,200	円 400,600
４　級	係長又はこれに相当する職務	人 54	% 19.9	円 261,900	円 388,300
３　級	主任又はこれに相当する職務	人 73	% 26.8	円 222,900	円 354,700
２　級	高度の知識、経験を必要とする係員の職務	人 25	% 9.2	円 185,800	円 307,800
１　級	係員の職務	人 27	% 9.9	円 135,600	円 243,700

（注）１　五條市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

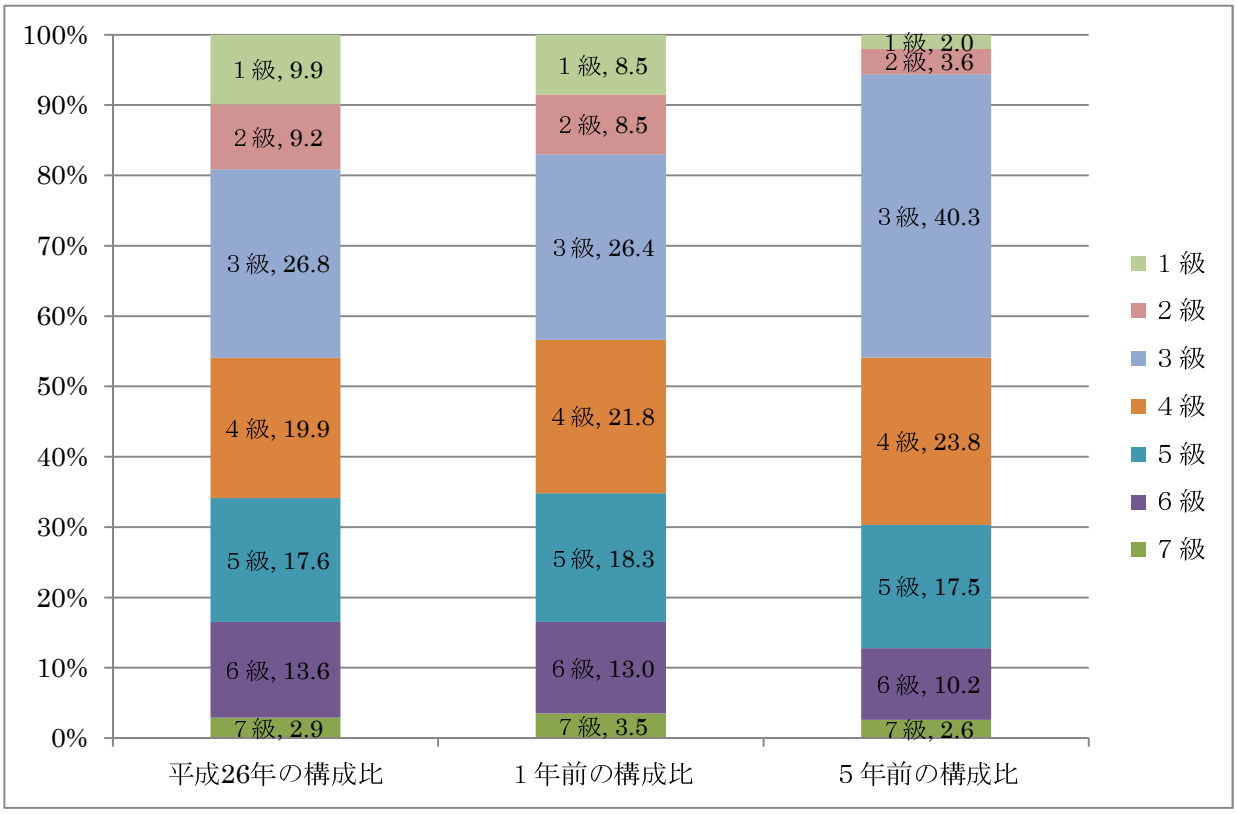

（注）　平成１８年に９級制から７級制に変更しています。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給の判定については、休暇日数等の勤務状況、懲戒処分の有無に基づき行っています。

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五　條　市	奈　良　県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,269 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,511 千円	－
（平成25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	（平成25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	（平成25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当については、判定期間中の勤務状況（病気休暇、育児休業等）を反映させ、支給割合を決定しています。

(2) 退職手当（平成２６年４月１日現在）

五　　條　　市		国	
（支給率）	自己都合　応募認定・定年	（支給率）	自己都合　応募認定・定年
勤続２０年	21.62 月分　27.025 月分	勤続２０年	21.62 月分　27.025 月分
勤続２５年	30.82 月分　36.57 月分	勤続２５年	30.82 月分　36.57 月分
勤続３５年	43.70 月分　52.44 月分	勤続３５年	43.70 月分　52.44 月分
最高限度額	52.44 月分　52.44 月分	最高限度額	52.44 月分　52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（割増率２～４５％）	その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（割増率２～４５％）
1人当たり平均支給額	4,051千円　24,313千円		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成２６年４月１日現在）

国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成２６年４月１日現在）

支給実績（平成25年度決算）			2,178　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			23,419　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）			19.9　％	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症予防業務手当	感染症予防のために従事した職員	感染症予防のための庁舎外での業務	0 千円	１回 750円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人取扱いのための庁舎外での業務	0 千円	１回につき死亡人 1,500円
介護職員手当	養護老人ホーム花咲寮に勤務する職員	養護老人ホームの介護業務	108 千円	月額 1,500円
し尿処理従事手当	みどり園に勤務する職員	し尿処理業務	123 千円	月額 2,500円
ごみ処理従事手当	衛生センターに勤務する職員	ごみ処理業務	413 千円	月額 2,500円
火災､救急及び救助出動手当	消防本部の職員	火災、救急又は救助のためにその現場に出動	1,173 千円	１回　150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	136,973　千円
職員1人あたり平均支給年額(25年度決算)	293　千円
支給実績（平成24年度決算）	123,767　千円
職員1人あたり平均支給年額(24年度決算)	272　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成２５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当（平成２６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族1人につき6,500円 (配偶者を欠く1人目11,000円) 満16歳～満22歳の子1人につき5,000円加算	同じ	－	千円 49,505	円 213,383
住居手当	借家借間居住者 最高支給限度額 27,000円 持家居住者 1,000円 (新築又は購入後5年間 2,500円)	一部異なる	持家居住者に支給	千円 15,722	円 80,214
通勤手当	交通機関利用者 全額支給限度額及び最高限度額 55,000円 自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上距離により 2,000円～24,500円支給	同じ	－	千円 27,597	円 77,519
管理職手当	給料の月額に対し 部長級12.5% 次長級11.5% 課長級9.5% 課長補佐級7.5%	異なる	国は定額で支給	千円 45,308	円 408,180
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 1回につき4,200円 半日直勤務 1回につき2,100円	同じ	－	千円 2,436	円 13,841
休日勤務手当	1時間当たりの給与額の135/100	同じ	－	千円 16,858	円 205,585
特地勤務手当	消防十津川分署に勤務する職員に対し、給料及び扶養手当の月額の合計額の8/100	同じ	－	千円 4,993	円 151,303

５　特別職の報酬等の状況（平成２６年４月１日現在）

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>給　　料　　月　　額　　等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給

料</td><td rowspan="2">市　　長</td><td rowspan="2">648,800 円
（811,000 円）</td><td colspan="2">（参考）類似団体における最高／最低額</td></tr>
<tr><td colspan="2">989,000 円／ 259,000 円</td></tr>
<tr><td>料</td><td>副　市　長</td><td>581,400 円
（684,000 円）</td><td colspan="2">816,000 円／ 483,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報

酬</td><td>議　　長</td><td>538,000 円</td><td colspan="2">545,000 円／ 230,000 円</td></tr>
<tr><td>副　議　長</td><td>469,000 円</td><td colspan="2">474,000 円／ 200,000 円</td></tr>
<tr><td>議　　員</td><td>418,000 円</td><td colspan="2">442,000 円／ 180,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>市　　長
副　市　長</td><td colspan="3">（平成25年度支給割合）　　2.95 月分</td></tr>
<tr><td>議　　長
副　議　長
議　　員</td><td colspan="3">（平成25年度支給割合）　　2.95 月分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職手当</td><td rowspan="2">市　　長
副　市　長</td><td colspan="2">（算定方式）　　（１期の手当額）
給料月額×在職月数×54/100×50/100　　8,408,448円
給料月額×在職月数×31.5/100×90/100　　7,911,692円</td><td>（支給時期）
任期満了若しくは
退職又は死亡した時</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 23 日までの減額措置を行う前の金額です。
　　なお、期間中給料のうち、市長は 20％、副市長は 15％を減額しています。
　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
　　なお、平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 23 日までの間、退職手当は、市長は 50％、副市長は 10％を減額しています。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 平成25年	職員数 平成26年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	70	68	▲２	退職者の欠員不補充に伴う減
		税務	17	17	0	
		民生	103	100	▲３	退職者の欠員不補充に伴う減
		衛生	42	42	0	
		農林水産	35	35	0	
		商工	8	8	0	
		土木	38	38	0	
		計	317	312	▲５	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　94.23人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　71.69人）
	教育部門		47	48	1	学校適正化推進室の新設に伴う増
	消防部門		105	0	▲105	奈良県広域消防組合設立に伴う消防職員の転出による減
	小計		469	360	▲109	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　108.73人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　93.66人）
公営企業等会計部門	水道		20	19	▲１	業務の見直しによる減
	下水道		7	6	▲１	業務の見直しによる減
	その他		28	25	▲３	退職者の欠員不補充に伴う減
	小計		55	50	▲５	
合計			524 [580]	410 [475]	▲114 [▲105]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　123.83人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成２６年４月１日現在）

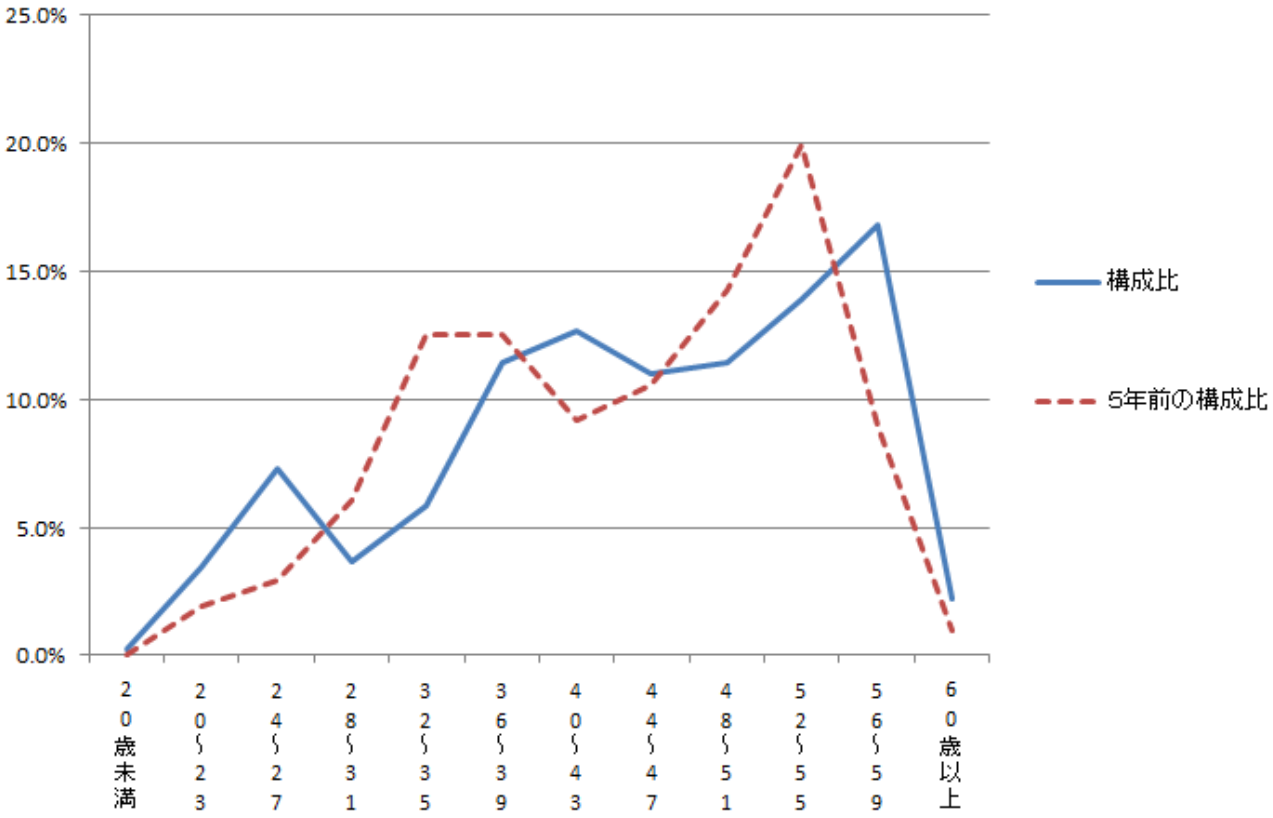

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 14	人 30	人 15	人 24	人 47	人 52	人 45	人 47	人 57	人 69	人 9	人 410

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去５年間の増減数（率）
一般行政	326	318	310	309	317	312	▲14（▲4.3％）
教育	58	55	50	48	47	48	▲10（▲17.2％）
消防	65	82	98	100	105	0	▲65（▲100.0％）
普通会計計	449	455	458	457	469	360	▲89（▲19.8％）
公営企業等会計計	62	55	55	53	55	50	▲12（▲19.4％）
総合計	511	510	513	510	524	410	▲101（▲19.8％）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） H24年度の総費用に占める職員給与費比率
平成 25年度	千円 647,853	千円 20,733	千円 122,492	% 18.9	% 19.2

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
平成 25年度	人 16	千円 61,556	千円 14,423	千円 22,310	千円 98,289	千円 6,143

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

（注）１　職員手当には退職給与金を含みません。
　　２　職員数は、平成２６年３月３１日現在の人数です。

イ　特記事項

○管理職手当の減額（平成２３年４月から当分の間）
　局長（次長級）・局次長（課長級）　2.5％減額
　次長補佐（課長補佐級）　1.5％減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成２６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
五　條　市	43.2 歳	333,714 円	511,921 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

五　條　市　（水道事業）	五條市　（一般行政職）
１人当たり平均支給額（平成25年度） 1,394 千円	１人当たり平均支給額（平成25年度） 1,269 千円
（平成25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.65 ）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.65 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成２６年４月１日現在）

五　條　市　（水道事業）			五　條　市　（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	21.62 月分	27.025 月分	勤続２０年	21.62 月分	27.025 月分
勤続２５年	30.82 月分	36.57 月分	勤続２５年	30.82 月分	36.57 月分
勤続３５年	43.70 月分	52.44 月分	勤続３５年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（割増率２～４５％）		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（割増率２～４５％）	
1人当たり平均支給額	― 千円	― 千円	1人当たり平均支給額	4,051千円	24,313千円

（注）職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっています。なお、退職者の有無にかかわらず水道事業給料年額の１００分の５相当額を一般会計の職員退職手当基金に繰出することとなっています。
平成２５年度の繰出金は、 3,078 千円 です。

ウ　地域手当（平成２６年４月１日現在）
国基準では地域手当の不支給地域となるため、同様に支給していません。

エ　特殊勤務手当（平成２６年４月１日現在）
平成１８年３月３１日をもって廃止しました。

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	8,597 千円
職員1人あたり平均支給年額(25年度決算)	781 千円
支給実績（平成24年度決算）	9,150 千円
職員1人あたり平均支給年額(24年度決算)	763 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成２５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ　その他の手当（平成２６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（H25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H25年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	－	千円 3,029	円 252,375
住居手当	一般行政職と同じ	同じ	－	千円 116	円 16,500
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ	－	千円 613	円 55,745
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ	－	千円 2,068	円 413,533